

社会保険料控除証明書 活用ガイド



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年6月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

社会保険料控除証明書 活用ガイド

1. 控除証明書とは

国民年金保険料の年間納付額を証明する公的書類で、所得税・住民税の社会保険料控除申告に必須。支払った保険料全額（本人・生計を共にする家族分含む）が所得控除対象です。

2. 利用場面と対象者

・年末調整（主に第2号被保険者）

本人や生計を共にする家族の国民年金保険料を支払った場合。

年途中で第1号から第2号へ変更し、自身で国民年金保険料を納付した期間がある場合。

・確定申告（主に第1号被保険者）

自身で納付した国民年金保険料の控除を受けるため、申告書に添付します。

・第3号被保険者（第2号被保険者の扶養家族）

通常、保険料負担なく直接使用は稀。第2号被保険者が扶養家族の国民年金保険料を支払った場合、その第2号被保険者が控除可能。

社会保険料控除証明書 活用ガイド

3. 発送時期（令和6年分保険料）

日本年金機構より送付。

対象者	送付方法	発送時期（予定）
R6.1/1～9/30に納付の方	郵送	R6.10下旬～11月上旬
上記で電子送付希望者等	電子	R6.10中旬～10月下旬
R6.10/1～12/31に初納付(またはこの期間のみ)の方	郵送	R7.2月上旬
上記で電子送付希望者等	電子	R7.1月下旬

社会保険料控除証明書 活用ガイド

4. 証明書の見方（令和6年分・ハガキ様式例）

・ R6.10下旬～11月上旬発行分（主に1～9月納付分反映）

「納付済額」：R6.1/1～9/30の納付額。

「見込額」：R6.10/1～12/31の納付見込額（条件により非表示あり）。

「合計額」：「納付済額」と「見込額」の合計（見込額がある場合）。

「納付状況の内訳」：「済」=納付済月、「見」=納付見込月。

・ R7.2月上旬発行分（主に10～12月納付分反映、または年間確定版）

「納付済保険料の証明額」：R6.1/1～12/31の納付総額。

「納付状況の内訳」：「済」=納付済月。

社会保険料控除証明書 活用ガイド

5. 証明書の電子交付

マイナポータルと「ねんきんネット」連携で電子データ受取可。データはマイナポータル「お知らせ」に届きます。

R4分から開始、R6分からは連携済かつ「ねんきんネット」で電子送付希望しない旨未登録者へ原則電子送付（紙送付がなくなる場合あり）。

電子データは「ねんきんネット」からPDF等で保存・印刷し、e-Tax等に利用可。